

令和7年度

相模原市エコアクション21設備導入支援補助金のご案内

さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例(平成24年相模原市条例第88号。以下「条例」という。)第11条の規定に基づき、市内の中小規模事業者による脱炭素に向けた取組を促進するため、エコアクション21※(以下「EA21」という。)の認証・登録を取得した中小規模事業者に対し、市内に所在する事業所内の設備を省エネルギー設備に更新するために要する経費の一部を補助します。

※エコアクション21:環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム

目次

1 補助金の概要	P2
・ 補助対象事業	P2
・ 補助金の対象経費及び交付額	P3
・ 補助対象者(補助金を申請できる方の要件)	P3
・ 申請にあたって	P4
・ 申請期間と申請書類の提出方法	P4
2 手続きの流れ	P5
3 申請に必要な書類	P6
4 その他の注意事項	P7
5 お問い合わせ先・市のホームページ	P7

令和7年度 申請期間

令和7年6月2日(月)～令和7年10月31日(金) **必着**

はじめにご確認ください！

- まず交付申請を行い、交付決定の後に、契約(発注)・工事着手してください。
- 令和8年2月27日までに、事業を完了し実績報告の提出が必要です。
- 交付申請期間内であっても、予算の上限に達した場合は、交付申請の受付を終了します。
- 申請時、実績報告時、請求時に係る送料等は申請者本人のご負担となります。

1 補助金の概要

補助対象事業

補助金の交付対象となる事業は、市内に所在する事業所に設置されている設備を補助対象設備(※1)に更新(※2)する事業(以下「補助事業」という。)であって、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

【要件】

- 直近のEA21環境経営レポートで二酸化炭素排出量の削減、エネルギー消費量の削減について目標が定められていること。
- 補助対象経費の総額から国又は地方公共団体及びその他の団体からの補助金、寄附金その他の収入の額を控除した額が30万円以上の事業であること。
- 補助事業に関し、本市の他の補助金を受けていないこと又は受ける予定が無いこと。
- 補助対象設備を導入する事業所が自己の所有でない場合は、書面により所有者から導入の承諾を受けていること。

(※1)補助対象設備

地球温暖化の防止に資する未使用の省エネルギー設備のうち、事業の用にのみ供する設備であって、別表1に掲げるものをいう。

別表1

省エネルギー設備	
高効率空調設備(既存設備を更新する場合であって、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に基づく当該設備の判断基準に適合する設備(以下「グリーン購入法調達基準に適合した設備」という。)もしくはエネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく当該設備の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準を満たす設備(以下「トップラナー基準を達成した設備」という。)に限る。)	
高効率照明設備(既存設備を更新する場合であって、グリーン購入法調達基準に適合した設備もしくはトップラナー基準を達成した設備に限る。)	
高効率給湯設備(既存設備を更新する場合であって、グリーン購入法調達基準に適合した設備もしくはトップラナー基準を達成した設備に限る。)	
業務用冷凍冷蔵設備(ショーケースを含む)(既存設備を更新する場合であって、トップラナー基準を達成した設備に限る。)	
交流電動機(圧縮機・送風機・ポンプ単体)(既存設備を更新する場合であって、トップラナー基準を達成した設備に限る。)	
変圧器(既存設備を更新する場合であって、トップラナー基準を達成した設備に限る。)	

(※2)更新

既存の設備を撤去・処分し、替わりに別表1に掲げる同一の設備を設置することをいう。

補助金の対象経費及び交付額

補助金の対象経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業を実施するために必要な経費であって、下記「経費の区分」に掲げるものとする。(ただし、消費税及び地方消費税額は含まない。)

ただし、補助対象経費に該当していても、次のいずれかに該当する費用は対象となりません。

- ×申請者が取り扱っている補助対象設備を申請者自身から調達する費用
- ×申請者自らが行う補助対象設備の運搬及び設置に要する経費

《経費の区分》

- 設備費:補助対象事業の実施に必要な機械装置・建築資材等の購入等に要する経費(当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く。)
- 工事費:補助対象事業の実施に必要な据付等の工事に要する経費(既存設備の廃棄処分に係る経費を除く。)
- 諸経費:補助対象事業の実施に直接必要な経費及び間接工事費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費)

補助金の交付額

補助対象経費(国又は地方公共団体及びその他の団体からの補助金、寄附金その他の収入がある場合は、これを補助対象経費から控除する)の3分の1以内の額とし、100万円を上限とする。(算定した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる)

補助対象者(補助金を申請できる方の要件)

申請できる方は、次の要件を全て満たす方です。

【要件】

- EA21の認証・登録を取得している中小規模事業者(※3)であること
- 補助対象設備を導入する事業所が市内にあり、EA21認証・登録の対象範囲となる事業所であること
- 市税に滞納がないこと
- 「相模原市エコアクション21設備導入支援補助金交付要綱」による補助金の交付を2回以上受けていないこと

上記にかかわらず、次に掲げるものは、補助金の交付を受けることができません。

- ×相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。)第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- ×相模原市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団
- ×法人その他の団体で、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(※3)中小規模事業者とは、条例第11条に規定する事業者をいいます。

「さがみはら地球温暖化の防止に向けた脱炭素社会づくり条例施行規則」

第3条 条例第11条の規則で定める事業者(以下「中小規模事業者」という。)は、市内に事業所を有する事業者であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1)エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)第7条第3項に規定する特定事業者、同法第19条第2項に規定する特定連鎖化事業者、同法第31条第2項に規定する認定管理統括事業者、同項第2号に規定する管理関係事業者、同法第105条第2項に規定する特定貨物輸送事業者、同法第113条第2項に規定する特定荷主、同法第117条第2項に規定する認定管理統括荷主、同項第2号に規定する管理関係荷主、同法第129条第2項に規定する特定旅客輸送事業者、同法第134条第2項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者及び同項第2号に規定する管理関係貨客輸送事業者
- (2)神奈川県地球温暖化対策推進条例(平成21年神奈川県条例第57号)第4条第2項に規定する特定大規模事業者
- 2 前項の規定にかかわらず、市内に事業所を有する事業者であって、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者は、中小規模事業者とする。

申請にあたって

- 申請は、EA21の認証・登録を取得している事業者につき、2回限りです。
ただし、同じ年度内に2回申請することはできません。

申請期間と申請書類の提出方法

【交付申請期間】

令和7年6月2日(月)～令和7年10月31日(金)までに必着で提出すること。

【実績報告の時期】

次に定める事業完了の日から30日以内又は令和8年2月27日(金)のいずれか早い日までに、必着で提出すること。

補助事業の完了は、次の2つがすべて完了することをいいます。

- ① 補助対象設備の設置工事の完了、②補助対象設備の代金支払の完了

【申請書類の提出方法】

申請書類を作成し、郵送もしくはゼロカーボン推進課の窓口へ提出してください。

(郵送・提出先)

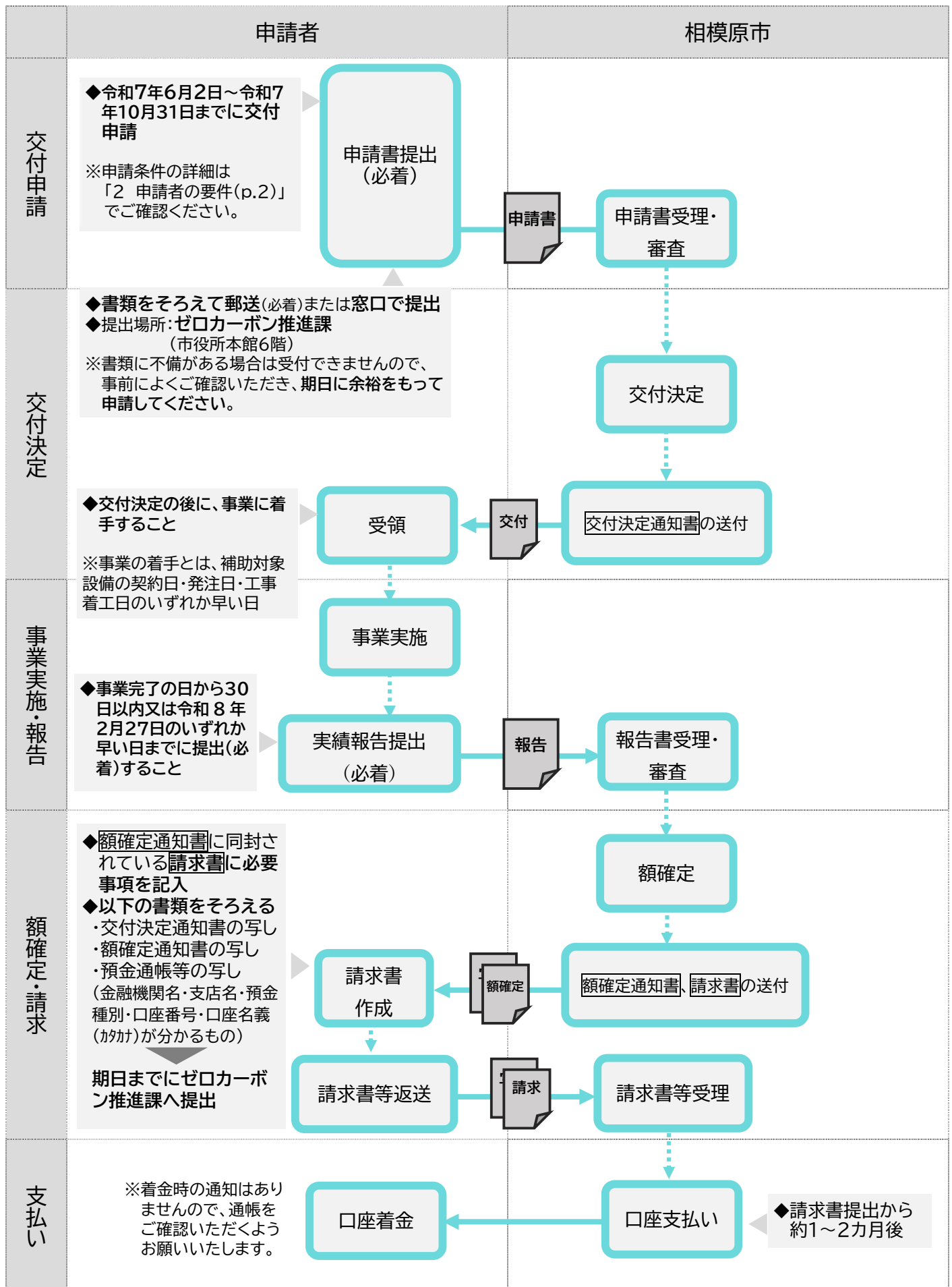
〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

(宛先)

相模原市環境経済局環境部ゼロカーボン推進課
エコアクション21設備導入支援補助金担当者 宛

※ゼロカーボン推進課窓口にて提出する場合、窓口にて申請書類の不備確認や審査は行いません。
※申請に関する郵送料などは、申請者負担となります。

2 手続きの流れ



3 申請に必要な書類

※手書きで作成する場合は、ボールペンで記入してください。

鉛筆、消せるボールペン、修正液、修正テープは使用できません。

※各種様式における押印について

様式や記入例に特別な指定がない限り、氏名を本人が自署する場合は押印不要です。自署又は押印がない場合は、本人確認書類等による確認が必要になります。

法人の場合は、事業所の所在地、名称及び代表者氏名を記入し、代表者印の押印が必要です。

市ホームページに「様式」と「記入例」を掲載しています。

交付申請時点の提出書類

	No.	提出書類
☐	1	相模原市エコアクション21設備導入支援補助金交付申請書(第1号様式)
☐	2	補助事業等計画書(第2号様式)
☐	3	収支予算書(第3号様式)
☐	4	補助金等概要調書(第4号様式)
☐	5	エコアクション21の認証・登録証の写し
☐	6	暴力団又は暴力団員に該当しないことの誓約書及び同意書(第5号様式)
☐	7	【申請者が法人の場合】 役員等氏名一覧表(第6号様式)
☐	8	【申請者が法人の場合】 申請日より3か月以内に発行された履歴事項全部証明書の写し 【申請者が個人事業者の場合】 所管税務署の受付印のある個人事業の開業・廃業届出書又は所管税務署の受付印のある直近の所得税の確定申告書B第一表の写し ※上記写しに個人番号がある場合は、必ず黒塗りにして提出してください。
☐	9	履歴事項全部証明書の写し等により補助事業を実施する事業所の所在が確認できる書類(営業許可証、法人設立・開設届、公共料金の支払書類等)
☐	10	相模原市の税務部門が発行する未納の税額がない証明書
☐	11	補助事業に係る工事及び金額の内訳が確認できる見積書等の写し(補助対象経費の内訳が記載されたものであって、消費税及び地方消費税額が確認できるものに限る。) ※最終的な契約に至る見積り金額が記載されたものを提出してください。
☐	12	補助事業により更新した設備が別表1に掲げるいずれかの基準を満たすことが分かる書類又は書類の写し(カタログや仕様書等)
☐	13	直近の環境経営レポート
☐	14	国又は地方公共団体及びその他の団体からの補助金、寄附金その他の収入がある場合は、その補助額等がわかるものの写し(申請時に提出した申請書の写し等)
☐	15	補助事業により更新する前の設備の設置状況及び導入する設備の設置予定場所の現況写真及び配置予定図
☐	16	交付申請時点の提出書類チェックシート

実績報告時点の提出書類

	No.	提出書類
☐	1	相模原市エコアクション21設備導入支援補助金実績報告書(第11号様式)
☐	2	収支決算書(第12号様式)
☐	3	補助事業等実績調書(第13号様式)
☐	4	補助事業により導入した設備の設置状態が確認できる写真及び配置図 ※設備に付属する銘板についても撮影し、添付してください。 ※複数設備ある場合は配置図に設備番号を記載するなど、導入した設備が写真で確認できるようにしてください。 ※照明設備の場合、点灯した状態の写真を添付してください。
☐	5	工事請負契約書の写し ※契約の締結書類として工事請負契約書に代え、「注文書(発注書)」と「注文請書(注文請書)」による場合は、契約事項が確認できる内容として作成して添付してください。
☐	6	補助対象経費の支出を証する書類(補助対象経費の内訳が記載されたものであって、消費税及び地方消費税額が確認できるものに限る)
☐	7	国又は地方公共団体及びその他の団体からの補助金、寄附金その他の収入がある場合は、その補助額等がわかるものの写し(交付決定通知書等)
☐	8	実績報告時点の提出書類チェックシート

5 その他の注意事項

●交付決定の取消及び補助金の返還について

偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付の決定の際に附した条件に違反した者があるときは、その決定を取り消すことがあります。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その者に対して期限を定めてその全部又は一部の返還を求めることがあります。

●財産処分について

補助事業により取得した物品等は、補助金交付後も一定期間、補助金の交付目的に反する使用、譲渡、交換、貸付、担保に供すること、廃棄処分等が制限されます。

もし、処分制限期間内(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間内)において、補助金の交付を受けた設備を処分しようとするときは、あらかじめ「相模原市エコアクション21設備導入支援補助金財産処分承認申請書(第17号様式)」を市へ提出し、その承認を受ける必要があります。なお、処分制限期間内に当該財産を処分した場合(承認を受けた場合も含む)、補助金の返還を求めることがあります。

(市 HP)

5 お問合せ先・市のホームページ

○お問い合わせ先

相模原市役所ゼロカーボン推進課 電話:042-769-8240

○市ホームページ

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/1026489/1026502/1027882/1029832.html>

